

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年5月6日現在

福島県		出荷制限	撰取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウセンショ・コマツナ等)			1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}		—
アブラ科の花被類 (ブロッコリー・カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
原木木ノ露(露地栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木木ノ露(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、漆川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市 いわき市 棚倉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(こじみ) (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(こじみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、漆川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワハミヅク(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、磐梯町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
水産物28種 ^{※8}	最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		—
牛の肉 ^{※9}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
イノシシの肉	全域		6市10町4村 ^{※10}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、川内村、葛枝岐村		—
ノウサギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

*次回 阿相馬市(平成24年3月30日)より17時指示による説明会と並行開催区域に於ける、八幡町、阿賀川町、栗原町、浪川町、平成24年3月30日実行指示による説明会と並行開催区域に於ける。及び故郷村

有林福林管理署署長251林班、252林班、253林班的部，258林班から270林班まで、283林班から301林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。南相馬市、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町高食字喰食、原町高食字喰食、原町高食字竹崎木、原町高食字馬場五丁目、原町高食字馬場五丁目周辺の区域

（註）本宮市（旧白峯村、旧木沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村、岩代村）及び日田木村（東和町）の区域に限る。折原町（旧平田村及び旧睦合村の区域に限る）。国見町（旧大字西百引及び小字西百引の区域に限る。）新折原町（旧平田村の区域に限る。）日田町（旧伊佐村等の区域に限る。）

*48. 長野県佐久市(旧佐久郡)、小国町、立石子山、旧羽州木村、旧下高井郡木村村(今羽田野木村)の区域に限る。*49. 長野市(旧善光寺町の区域に限る)。*50. 長野市(旧善光寺町の区域に限る)。*51. 伊那市(旧伊那村の区域に限る)。*52. 伊那市(旧伊那村の区域に限る)。*53. 伊那市(旧伊那村の区域に限る)。*54. 長野市(旧伊那村の区域に限る)。*55. 長野市(旧伊那村の区域に限る)。*56. 長野市(旧伊那村の区域に限る)。

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域・除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域・除く区域に限る。)。

難区域を除く区域に限る)、大宮町(平成24年11月30日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る)、(双葉町(平成25年5月6日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る)、及び鶴来町(平成24年4月15日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る)

（備遺困難区域を除く区域に限る。）

*福島県南相馬市平成24年3月10日付「指示により既定された居住区間及び避難指揮解除準備区域に限る」、川俣町・富岡町・平成25年5月7日付「指示により既定された居住区間及び避難指揮解除準備区域に限る」、猪谷町・大熊町・平成24年11月10日付「指示により既定された被災困難区域を除く区域に限る」、大熊町・平成25年3月7日付「指示により既定された被災困難区域を除く区域に限る」、浪江町・平成25年3月7日付「指示により既定された被災困難区域を除く区域に限る」。

困難区域を除く区域に限る。）、内村（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯詫町（平成24年6月15日付け指示により設定された

*7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、猪苗町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)

定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成25年4月12日付指針により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、八ヶ郷町(平成25年5月7日付指針により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月2日付指針により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付指針により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯詫村(平成24年4月15日付指針により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

選択肢を複数選ぶ場合は、複数の選択肢を用いて複数の問題を解く場合と、複数の問題を解いて複数の選択肢を用いて選択肢を複数選ぶ場合とがあります。

*8: アイナ、アカシヨウヒラ、イカノナホ、鰐魚を食す。ガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾヒイシアイナメ、カサゴ、キツネメバル、クロウシント、クロソイ、クロダイ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、スズキ、ナガツカ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒラメ、ホシガレイ、マアナゴ、マカガレイ、マコマ、マツカツワ、ムラサキメバル、ビスマスガイ

*当該県において銅養殖されている牛について、県外への移動(12月未満の牛の除外)、及び出荷場への出荷を差し控えるよう要請
＊10 県内、二本川市、佐伯市、七巾町、柏原町、高柳町、長浜町、阿知原町、大野町、四日市市、三河町、新地町、大王村、川内村、葛尾村、飯野村

※10 福島市、二本松市、伊達市、本吉町、相馬市、南相馬市、猪苗町、国見町、川俣町、広野町、猪苗町、喜多方町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大土村、川内村、葛尾村、飯龍村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成28年5月6日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀬川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	鉾田市、茨城町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成28年5月6日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、上三川町、益子町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、柿木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年5月6日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年5月6日現在

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年5月6日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年5月6日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年5月6日現在

※ [REDACTED] の算断は、出荷制限の対

新潟県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.30~H25.1.23制限: 新潟県内の荒良瀬川のうら日光市足尾町内の区域(支流水を含む。ただし、麻生川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10~H25.3.26制限: 水根本川(支流水を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20~H25.12.17制限: 新潟県内の荒良瀬川のうら日光市足尾町内の区域(支流水を含む。) H25.5.30~H27.6.23制限: 新潟県内の荒良瀬川のうら日光市足尾町内の区域(支流水を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.7.7~H24.9.23制限: 大芦川(支流水を含む。ただし、西井川及びその支流を除く。) H24.7.7~H24.9.23制限: 鳥屋川(支流水を含む。)及び新潟県内の荒良瀬川のうら日光市足尾町内の区域(支流水を含む。ただし、佐原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H25.8.2~H25.11.24制限: 金城(港の定める出港・漁港方に基づき管理される牛の肉を除く。) H25.12.2~H25.2.15制限: 金城(港の定める出港・漁港方に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	イノシシの肉	H25.12.2~H25.2.15制限: 金城(港の定める出港・漁港方に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H25.12.2~H25.2.15制限: 金城(港の定める出港・漁港方に基づき管理されるシカの肉を除く。)
その他	茶	H23.7.8~H24.1.19制限: 新潟市 H23.12~H25.3.26制限: 大田原市 H23.12~H25.5.31制限: 長岡市
群馬県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21~4.8制限: 全域
	カキナ	H23.3.21~4.8制限: 全域
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.26~: 渋田町、真狩町、館林町 H24.10.6~: 高山村 H24.10.6~: 安中市 H24.10.6~: 長野町 H24.11.6~: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27~: 渋田町のうち新島嶼から東京電力株式会社佐久美能所管内取水部放までの区域(支流水を含む。) H24.4.27~H25.4.25制限: 游根川(支流水を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.26~: 新潟川のうち新島嶼から東京電力株式会社佐久美能所管内取水部放までの区域(支流水を含む。) H24.4.26~H25.4.25制限: 無川(うち田舎川の上流(支流水を含む。))
肉	イノシシの肉	H24.4.26~H25.4.25制限: 金城
	クマの肉	H24.4.26~: 金城
	シカの肉	H24.4.26~: 金城
	ヤマドリの肉	H25.1.29~: 金城
その他	茶	H23.8.30~H24.5.18制限: 鹿生市 H23.8.30~H25.5.7制限: 沼川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16~: 鶴ヶ島市、桶川市 H24.10.29~: ときがわ町 H24.11.6~: 遠山町
千葉県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.4.4~H22制限: 埼市、香取市、多古町
	シュウギョウ、チャツサイ、サンショウ	H23.4.4~H22制限: 埼市
	バセリ	H23.4.4~H22制限: 埼市
	セルリー	H24.4.1~H25.10.23制限: 市原市、木更津市
農産物	タケノコ	H24.4.1~H25.1.14制限: 埼市 H24.4.1~H25.1.22制限: 埼市 H24.4.1~H25.10.23制限: 埼市、八千代市 H24.4.1~H25.10.23制限: 船橋市 H24.4.1~H25.10.23制限: 芝山町
	キノコシタケ(高地栽培)	H23.10.11~H25.3.14~: 鹿沼市 H23.11.6~: 鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.6~: 鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
	キノコシタケ(施設栽培)	H23.12.22~H25.1.29~: 印西市 H24.2.23~H25.1.29~: 印西市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~: 白井市 H24.4.10~: 千葉市、八千代市 H24.4.10~H25.1.18~: 千葉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14~H25.1.18~: 千葉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~H25.1.18~: 千葉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14~H25.1.18~: 千葉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14~H25.1.14~: 千葉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14~H25.1.14~: 千葉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
水産物	ギンブナ	H24.7.19~: 平賀漁港及び利府漁港に進入する河川(支流水を含む。)平賀川(支流水を含む。)
	コイ	H24.7.19~: 平賀漁港及び利府漁港に進入する河川(支流水を含む。)平賀川(支流水を含む。)
	ウナギ	H25.1.19~: 千葉県内の勝浦川のうち勝浦大橋の下流(支流水を含む。ただし、印旛海水槽及び印旛海水門の上流、両用水第一海水槽及び印旛海水門の下流、八幡川、寺田溝及び仁田溝川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.8~H25.1.8~: 金城(県の定める出荷・漁港方に基づき運送されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2~H24.5.19制限: 大網白里町 H23.7.4~H24.5.21制限: 藤浦市 H23.8.2~H24.5.28制限: 八街市 H23.8.2~H24.5.28制限: 野田市、高根市、山武市 H23.8.2~H25.5.3制限: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2~H25.8.7制限: 南足柄市 H23.8.2~H25.9.12制限: 松田市、山北町 H23.8.2~H25.10.14制限: 松田市、清川村 H23.8.23~H25.10.28制限: 相模原市 H23.8.23~H25.10.28制限: 中井町 H23.8.2~H25.11.11制限: 小田原市 H23.8.2~H25.11.10制限: 真鶴町 H23.8.2~H24.10.19制限: 逗子市 H23.8.2~H25.5.13制限: 成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5~: 金城(佐渡市及び福島県村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26~: 富士吉田市、富士河口湖町、笛吹市
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.26~: 鹿児井町、御代町 H24.10.1~: 小坂町、飯田村(マツタケを除く。) H24.10.1~H27.11.20制限: 小坂町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1~H27.11.20制限: 小坂町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1~H27.11.20制限: 御代町(マツタケを除く。) H24.10.1~H27.11.20制限: 御代町(マツタケを除く。) H25.10.1~H25.11.1制限: 小坂町(マツタケを除く。) H25.10.1~H25.11.1制限: 小坂町(マツタケを除く。) H25.10.1~H25.11.1制限: 小坂町(マツタケを除く。) H25.10.1~H25.11.1制限: 小坂町(マツタケを除く。) H25.10.1~H25.11.1制限: 小坂町(マツタケを除く。) H25.10.1~H25.11.1制限: 小坂町(マツタケを除く。) H25.10.1~H25.11.1制限: 小坂町(マツタケを除く。) H25.10.1~H25.11.1制限: 小坂町(マツタケを除く。)
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5~: 御殿場市、小山町 H25.10.3~: 富士宮市、富士市 H25.10.7~: 箱根町
三重県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26~: 伊賀市
愛知県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26~: あま市
その他	茶	H23.8.2~H25.5.13制限: 三河市

※■の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成28年5月6日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
H23.3.23～6.1解除: 都市市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村	
H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.21～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.21～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～下記の地域以外	
H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.4解除: 都市市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～下記の地域以外	
H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
H23.3.23～5.4解除: いわき市	
H23.3.23～5.11解除: 都市市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村	
H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.21～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.21～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
原木シイタケ(露地)	
H23.4.13～: 飯館村	
H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
キノコ類(野生のものに限る。)	
H23.9.15～: いわき市、棚倉町	
H23.9.20～: 南相馬市	
水 産 物	イカナゴの稚魚
	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域
肉	ヤマメ(養殖を除く。)
	H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉
	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、植葉町、富岡町、大熊町、双葉町、波江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
	H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

* [] の箇所は摂取制限の対象